

財団法人 神奈川県建築安全協会

## 確認検査業務手数料規程

神建安総第125号

平成12年 6月21日制定

平成14年 4月19日改正

平成15年 4月 1日改正

平成18年 6月 1日改正

平成18年 9月 1日改正

平成19年 6月20日改正

平成21年 4月 1日改正

平成21年10月 1日改正

平成21年10月 9日改正

平成22年 6月 1日改正

平成22年10月 1日改正

平成23年 4月 1日改正

平成23年 6月15日改正

平成23年10月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第48条第1項の規定に基づき、財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する確認検査業務及びその関連事務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(建築物の確認審査手数料)

第2条 建築物の確認審査業務に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の「床面積の合計」は、当該建築物の申請に係る部分の床面積について算定する。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物の確認審査業務に係る手数料の額は、申請一件につき10,000円とする。

(1) 確認を受けた建築物の計画を変更するもの

(2) 確認申請の取下届又は工事の取止届をした建築物（法第6条第1項第4号に掲げるものに限る。）の計画について当該届をした日から1年以内に再度

## 確認申請を行うもの

(エレベーター等の確認審査手数料)

第3条 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備（以下「エレベーター等」という。）の確認審査業務に係る手数料の額は、設備1基につき15,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、エレベーター等の計画変更確認審査業務に係る手数料の額は、設備1基につき5,000円とする。

(擁壁の確認審査手数料)

第4条 建築基準法施行令第138条第1項第5号に掲げる工作物（以下「擁壁」という。）の確認審査業務に係る手数料の額は、擁壁1件につき15,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、擁壁の計画変更確認審査業務に係る手数料の額は、擁壁1件につき5,000円とする。

(建築物の中間検査手数料)

第5条 建築物の中間検査業務に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2に掲げるとおりとする。

2 別表第2の「床面積の合計」は、当該建築物の中間検査対象部分の床面積について算定する。

(建築物の完了検査手数料)

第6条 建築物の完了検査業務に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。

2 別表第3の「床面積の合計」は、当該建築物の申請に係る部分の床面積について算定する。

(近接地でのまとまった検査の手数料)

第7条 前2条の規定にかかわらず、互いに近接した敷地における建築物の中間検査又は完了検査が同一検査日程で2件以上申請された場合には、各手数料の額を、別表第2又は別表第3に掲げる当該手数料の額から3,000円を減じたものとする。

(建築物の再検査手数料)

第8条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、中間検査又は完了検査を実施

した後に再度必要となった検査（以下「再検査」という。）業務に係る手数料の額は、申請1件につき10,000円とする。

（エレベーター等の完了検査手数料）

第9条 エレベーター等の完了検査（再検査を含む。）業務に係る手数料の額は、設備一基につき、20,000円とする。

（擁壁の完了検査手数料）

第10条 擁壁の完了検査（再検査を含む。）業務に係る手数料の額は、擁壁1件につき、15,000円とする。

（届の受理手数料等）

第11条 業務規程第24条に定める軽微な計画変更届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とする。

2 業務規程第41条に定める名義変更等届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とする。

3 確認検査業務関連事務処理要領（以下「要領」という。）第3項に定める確認申請書等誤記訂正届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とし、確認済証等の再交付に係る手数料の額は、1通につき1,000円とする。

4 要領第5項に定める地番変更届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とする。

（証明書発行の手数料）

第12条 要領第4項に定める確認申請台帳記載証明書の発行に係る手数料の額は、証明書一件につき1,000円とする。

（手数料の減額）

第13条 会長は、確認検査業務を公正かつ適確に実施するために必要と認められた場合には、第2条から第10条までに定める手数料の額を適切な範囲において減額することができる。

附 則

この規程は、平成12年 6月21日より施行する。

この規程は、平成14年 4月19日より施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成19年 6月20日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年10月 9日より施行する。

この規程は、平成22年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成22年10月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成23年10月 1日より施行する。

別表第1 建築物の確認審査手数料（第2条関係）

床面積の合計	手数料の額	
	1号、2号又は 3号	4号
100㎡以内のもの	28,000円	20,000円
100㎡を超え、300㎡以内のもの	38,000円	28,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000円	40,000円

別表第2 建築物の中間検査手数料（第5条関係）

床面積の合計	手数料の額	
	1号、2号又は 3号	4号
100㎡以内のもの	30,000円	20,000円
100㎡を超え、300㎡以内のもの	40,000円	30,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000円	40,000円

別表第3 建築物の完了検査手数料（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額	
	1号、2号又は 3号	4号
100㎡以内のもの	32,000円	24,000円
100㎡を超え、300㎡以内のもの	44,000円	32,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	55,000円	45,000円

※上記別表第1から第3において、「1号」とは建築基準法第6条第1項第一号に掲げる建築物を、「2号」とは同条同項第二号に掲げる建築物を、「3号」とは同上同項第三号に掲げる建築物を、「4号」とは同条同項第四号に掲げる建築物をいう。